

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 4 6 号

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例

鳥取市立学校条例（昭和 3 9 年鳥取市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表鳥取市立逢坂小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。